

山梨県公報

第百三十一号

令和三年

十月二十一日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定(三件)……………五二五
○道路の区域変更(二件)……………五二六

公告

○令和三年度山梨県准看護師試験の実施……………五二六
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………五二七
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………五二八
○職業訓練指導員試験の実施……………五二八
○甲府及び笛吹川都市計画の変更案の縦覧……………五三一
○笛吹川都市計画の変更案の縦覧……………五三一
○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………五三一

告示

山梨県告示第百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町椿草里字拾郎六九一、六九六、六九七、六九九、七〇〇の一から七〇〇の三まで、七〇一、七〇二
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字拾郎六九一・六九六・七〇〇の三・七〇一・七〇二(以上五筆について次の

図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町成島字高林三四五二、三四五八、三四六三の一、三四六四、字富ヶ谷三二四六
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高林三四五二・三四五八・三四六四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字富ヶ谷三二四六
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 大月市脈岡町畑倉字尾尻四八の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年十一月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十三号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡道志村字子ツ沢六〇六番三地先から 南都留郡道志村字子ツ沢六一二番一地先まで	旧	八・三 一六・五	六二・八
	新	九・六 二二・五	六二・八

山梨県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年十一月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士河口湖富士線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡鳴沢村字富士山八五四番一地先から 南都留郡鳴沢村字富士山八五四番一地先まで	旧	八・〇 二九・九	一六一・四
	新	八・〇 二九・九	一六一・四
	新	八・〇 一〇・〇	一六三・五

公 告

● 令和三年度山梨県准看護師試験の実施
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和三年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和四年二月六日（日）午後一時三十分から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市東光寺三丁目十三番二十五号 山梨県地場産業センター「かいてらす」

三 試験方法 筆記試験

四 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目

五 受験資格 保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

六 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 受験資格を有することを証明する書類

4 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦六センチメートルかつ横四センチメートル、裏側に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚

5 戸籍抄本（受験資格を有することを証明する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合は、提出する必要はない。）

七 受験手数料 六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

八 受験願書の配布期間及び配布場所

1 配布期間 令和三年十一月一日（月）から同月十二日（金）までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百四十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛てに、令和三年十一月一日（月）から同月十二日（金）までに到達するように送付すること。

2 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先 八2に掲げる場所

2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。

3 受付期間 令和三年十二月六日（月）及び同月七日（火）の各日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送する場合は、同月六日（月）又は同月七日（火）の消印のあるものを有効とする。

十 追試験 新型コロナウイルス感染症に罹患した又は罹患した疑いがあるために令和三年度山梨県准看護師試験を受験できなかった者を対象として、次のとおり追試験を

実施する。

1 試験日時 令和四年二月二十日（日）午後一時三十分から午後四時まで

2 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館

十一 その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五―二二三―一四八四）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 合同会社フォレストプロパティ
レストプロパティ 代表社員 株式会社フォレストホールディングス 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール甲斐竜王 山梨県甲斐市富竹新田字大明神河原千七百十四番一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社フォレストプロパティ 代表社員 株式会社フォレストホールディングス 東京都渋谷区代々木三丁目二十三番四号一三階	合同会社フォレストプロパティ 代表社員 株式会社フォレストホールディングス 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町二丁目三十八番地の 一 外四者	株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方宏司 東京都府中市若松町二丁目三十八番地の 一 外四者
---	---

- 3 変更の年月日 令和元年五月一日外
届出年月日 令和三年十月一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年二月二十一日日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により都留市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 オオツルショッピングモール 山梨県都留市田野倉字神出三百八番外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和三年六月三日
- 四 意見の概要
 - 1 交通安全対策の実施
 - 2 騒音対策の実施
 - 3 廃棄物等の処理等
 - 4 秩序ある都市形成
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十二日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲斐市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に

供する。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ラザウオーク甲斐双葉（別棟） 山梨県甲斐市志田字柿木六百十六番一外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和三年六月七日
- 四 意見の概要 交通安全対策の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十二日まで

● 職業訓練指導員試験の実施
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
 - 1 次の職種について、学科試験を行う。 機械科
 - 2 学科試験の科目は、次のとおりとする。

種	免許職	
	学科試験の科目	指導方法
機械科	関連学科 一 系基礎学科 1 機械工学（機械要素及び機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤） 3 工作法（NC加工法、機械工作法、治具及び工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験） 5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）	一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

		<p>二 専攻学科</p> <p>1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工 作法及び精密加工法）</p> <p>2 機械製図（機械製図法、機械設計法及びテ クニカルイラストレーション）</p>	
		<p>3 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。</p> <p>二 受験資格</p> <p>1 次のいずれかに該当する者であつて、職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるもの（機械科以外の職種にあつては、同項の規定により学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものに限る。）</p> <p>(一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者</p> <p>(二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者</p> <p>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。</p> <p>(一) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(二) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。</p>	
全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲	
職業訓練指導員免許を受けた者	免除職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を除く。）	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	実技試験の全部	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種	

免除職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	免除職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者
に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	実技試験の全部	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち関連学科
短期養成課程の指導員養成訓練を終了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち指導方法
免除職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち指導方法

学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	実技試験の全部
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第一百五十五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令第四十五条の二第三項第四号に規定する者	実技試験の全部
省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる十一の三に掲げる免許職種の欄に掲げる者ができる者の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験

四 試験の日時及び場所

- 1 日時 令和四年一月二十日（木）午前十一時から
 - 2 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県生涯学習推進センター（山梨県防災新館一階）
- 五 受験手続

- 1 受験申請書類 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、写真二枚（申請日前六ヶ月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートルかつ横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類
 - 2 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
 - 3 申請書類の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材育成課（郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。）
 - 4 申請書類の受付期間 令和三年十一月一日（月）から同月十九日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月十九日（金）までの消印のあるものを有効とする。
 - 5 受験手数料 三千百円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。）
 - 6 受験票の交付 受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。
- 六 可否判定の基準
- 1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
 - 2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
 - 3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。
- 七 合格発表 令和四年二月十日（木）午前十時に山梨県庁東側掲示板（防災新館東交差点脇）及び山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に可否を書面で通知する。
- 八 その他
- 1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材育成課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門学校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。
 - 2 受験に関する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知す

る。

3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五―二二三―一五六六））に問い合わせること。

● 甲府及び笛吹川都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 甲府及び笛吹川都市計画道路（三・四・百七号 甲府外郭環状道路東区間）

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課

甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市建設部まちづくり整備課

四 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月四日まで

● 笛吹川都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 笛吹川都市計画道路（三・三・六号 甲府バイパス（国道二十号））

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課

甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市建設部まちづくり整備課
四 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月四日まで

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について山梨県知事及び山梨県教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和三年十月二十一日

山梨県監査委員 中澤 和樹
同 小泉 久司
同 久保田 松幸
同 水岸 富美男

<p>1 監査対象事項 山梨県立学校に係る事務の執行について</p> <p>2 監査の結果に関する報告の公表 令和3年4月28日付け山梨県公報号外第15号</p> <p>3 監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	<p>1 監査対象事項 山梨県立学校に係る事務の執行について</p> <p>2 監査の結果に関する報告の公表 令和3年4月28日付け山梨県公報号外第15号</p> <p>3 監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	<p>1 監査対象事項 山梨県立学校に係る事務の執行について</p> <p>2 監査の結果に関する報告の公表 令和3年4月28日付け山梨県公報号外第15号</p> <p>3 監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	<p>1 監査対象事項 山梨県立学校に係る事務の執行について</p> <p>2 監査の結果に関する報告の公表 令和3年4月28日付け山梨県公報号外第15号</p> <p>3 監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>
<p>(1) 山梨県立学校を取り巻く教育行政の概要 委員等) 1点検・評価の体制整備の必要性(意見事項 教育委員等) 山梨県教育振興基本計画の実効性をより高めるために、どういった事業のどういった事項について重点的に取り組み、評価するかが計画や点検評価の中で体系的に明確になっていない。重要な事業及びそのモニタリング指標として、アウトプットもしくはアウトカムを定め、担当所管課がその実績値の把握及び報告する体制を整備し、点検・評価することが必要である。</p> <p>2.点検・評価における目標指標の設定について(指摘事項 教育委員会) 新やまなしの教育振興プラン(H26～H30)において、目標となる指標は計画終期である平成30年度、目標値を設定しているが、多くの指標において、計画始期である平成26年度に上回っているケースが存在する。これは、実績が算出されるまでにタイムラグがあり、計画策定時の平成25年度の実績を基準値として、目標を設定しているためであると考えられる。指標については、タイムリーに算出可能なものに設定するなど、設定自体を再考した方が望ましい。また、計画初年度の実績が目標数値を達成していた場合には、指標の数値を改めるなどの工夫が必要と考える。</p> <p>3 設定されるべき指標の性質について(意見事項 教育委員会) 山梨県教育振興基本計画における指標については、多面的な取り組みが影響するため、一概に指標の数値を追い求めることをせず、複合的に評価すべきものとしている。しかし、設定された指標のみならず、一部の事業に紐づけられるようなものも認められる。施策項目に予定された取組及び諸事業が広く点検評価されるべく、施策項目に設定される指標について、一部の事業に強く関連付けられるようなものを設定するのではなく、施策項目に予定される取組や諸事業が広く関連するような指標を設定すべきものと考ええる。</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等) 目標の達成状況を的確に把握し、適切な進捗管理を行うため、指標の推移に加え、目標達成に向け重点的に取り組む事業の成果を多角的に点検評価する体制を、令和3年8月に行う令和2年度実績の点検評価から実施していく。</p> <p>令和3年8月、教育振興基本計画の見直しにおいて、計画初年度に目標値を達成した指標について、見直しを実施した。(1箇所見直し：高校卒業段階でCEFR A2以上達成率)</p>	<p>4 学校評価の評価項目等の設定に当たり、山梨県教育振興基本計画の基本目標等と意識的に関連づけた、全校統一の評価項目(細事業のアウトプットやアウトカムの実績値)等を設定することを要望する。(意見事項 教育委員会) 山梨県教育振興基本計画の進捗状況の把握や実効性をより確かなものとするため、学校評価の具体的な評価項目、方策、評価指標等について、全学校統一の評価項目(細事業のアウトプットやアウトカムの実績値)等を設定することを要望する。</p> <p>5 学校関係者評価実施日が自己評価実施日より早い学校が散見されるため、時系列に注意することを要望する。(意見事項 教育委員会) 学校評価について、学校関係者評価日が自己評価実施日より早い日付である学校が10校(その他評価日不明が1校)発見された。学校教育法施行規則等において、学校関係者評価は自己評価結果を踏まえて実施することが求められており、一般的には学校関係者評価が後日となることから、実施状況を再確認し、時系列に注意することを要望する。</p> <p>6 学校評価結果について、ホームページ上で適切に公表されていない学校が散見されるため、実施要項の条文見直しを検討し、県教育委員会の担当部署の各校の公表状況についてチェックする体制を構築することを要望する。(意見事項 教育委員会) 学校評価の公開状況(令和2年9月初旬)において、各学校のホームページを閲覧・確認したところ、適切に公表されていない学校(自己評価に係るアンケート結果のみを開示又は開示していない等)が発見されたため、高校教育課(特別支援学校は高校改革・特別支援教育課)において、公表する学校評価結果は、「山梨県立学校における学校評価システム実施要項(以下「実施要項」という。)」で定める学校評価報告書(様式1)とすべし旨、各学校に通知し、理解を徹底させる必要があり、評価結果の公表に当たっては、広く一般の保護者等が知ることができるホームページへの掲載を原則としつつ、必要に応じて、学校だよりへの掲載や保護者説明会、地域広報誌への掲載を行う旨、実施要項を見直すことが望ましい。また、高校教育課は毎年各学校に対する調査によって、学校評価の公表状況を把握しているが、当該回答内容について検証を行っていない</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等) 県教育委員会では、「山梨県教育振興基本計画」を踏まえ、毎年度、教育で重点的に取り組む指標として「山梨県学校教育指導重点」を示している。 令和3年度からは各学校において指導重点(6項目)を踏まえた評価項目を1つ以上設定することとし、統一性をもたせた評価項目により計画の進捗管理を行うこととした。</p> <p>学校評価報告書により、実施状況を確認し、学校関係者評価は、自己評価実施後に行うよう、令和3年2月10日付け教高第5763号「山梨県立学校における学校評価について(通知)」により指導を徹底した。</p> <p>学校評価結果は、学校評価報告書により適切に公表するよう各学校に、令和3年1月26日付け教高第3841号「令和3年度学校評価について(通知)」で依頼した。 公表方法については、ホームページでの公表を原則とするよう実施要項を見直し、必要に応じて、その他の方法でも行うこととした。 令和3年度からは、高校教育課で公表内容及び公表状況を確認している。</p>

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>め、チェック体制の構築を要望する。</p> <p>7 実施要項第 11 条 (公開、公表) の文言について、自己評価結果の公表が「努力義務」であるかのように受け取れるため、文言の見直しを要望する。(意見事項 教育委員会)</p> <p>学校教育法施行規則において、学校評価における自己評価結果は公表する必要があり、他方で学校関係者評価結果の公表は努力義務となっている。実施要項上、「自己評価及び学校関係者評価の評価結果については、PTA 活動、学校新聞などや学校のホームページを通じ公表するよう努める」と規定されており、自己評価結果の公表も「努力義務」であるかのように読めるため、見直しを要望する。</p> <p>8 評価結果内容の文書によるフィードバックを実施されたい(意見事項 教育委員会)</p> <p>教職員の人事評価については、多くが標準的な B 評価 (S～E の段階評価) となっていることから、適切な段階評価を検討するとともに、評価者が指導記録と評価理由を文書で伝えることにより、人事評価制度において、PDCA サイクルが十分に機能するように改善を要望する。</p> <p>9 人事評価をデジタル化されたい(意見事項 教育委員会)</p> <p>教職員の人事評価については、自己観察シート等をワードで入力し、印刷したものを使用しているが、教職員以外の職員は人材育成システムに掲載された人事評価機能を使用しており、目標設定や評価者とのやりとりはサーバー上で完結している。教職員の場合も人事評価のデジタル化を強く要望する。</p> <p>10 学校防災計画について防災に関する知見を有する者等の関与等により実効性を担保されることを要望する(意見事項 教育委員会)</p> <p>学校防災計画については、実効性を担保するため、①明確に災害の種類に応じたどのようなリスクがあるのか、その対応方法を記載すること、②計画の立案から周知に至る一連の過程において、防災に知見を有する者等の関与が必要であること、③計画の様式を統一する必要があること、④立地条件や地域特性など学校独自の事項を反映させること。</p> <p>11 各夜間課程を置く高等学校と特別支援学校において学校給食衛生管理基準が遵守されていることを担保するための確認の仕組みを構築し、運</p>	<p>自己評価結果は公表するよう実施要項を改定した。</p> <p>人事評価制度の手引きに則り適切な評価をするよう指導するとともに、評価者が指導記録と評価理由を文書で伝えるよう指導することとした。</p> <p>教職員の人事評価における人材育成システム (人事評価機能等) の使用の可否について、関係課と調整を行うこととした。</p> <p>令和 3 年 3 月に山梨県学校防災指針を改訂し、各学校の毎年度の学校防災計画の見直しにおいて、地域特性を踏まえ、どのような災害リスクがあり、どのように対応するか明記することや、防災に知見を有する者 (市町村防災担当部局等) に意見聴取することや、指導した。学校防災計画の様式の統一については、今年度中に標準的に記載すべき事項を示していく。</p>
<p>指摘事項及び意見事項 (要旨)</p> <p>用するべきである。(意見事項 教育委員会)</p> <p>学校給食における衛生管理の状況確認については、令和元年度から一部実施しているものの、特別支援学校は対象となっておらず、その範囲は不十分である。実地確認や点検票の確認をすべての各夜間課程を置く高等学校と特別支援学校とする一方、毎年実施なのか、ローテーションにより数年で一巡するのか、リスクに応じた必要頻度を設定し、恒久的な仕組みとなるよう業務の在り方を検討されたい。</p> <p>(2) 山梨県教育振興基本計画に関わる事業に対する意見</p> <p>12 コロナ禍におけるグローバル人材育成留学促進事業の代替的な事業の検討・計画策定等 (意見事項 教育委員会)</p> <p>グローバル人材育成留学促進事業費については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業に支障が生じていることを考慮し、その目的を達成するための代替的な事業を検討し、コロナ禍におけるグローバル人材育成のための戦略的な対応を早急に検討することを要望する。</p> <p>13 予算措置について(意見事項 教育委員会)</p> <p>グローバル人材育成留学促進事業費については、補助金交付要綱に基づき市町村民税所得割額而非課税世帯に係る補助金上乘せとして 2 人分を確保しているが、対象者数に合理的な根拠が見いだせないことから、予算を確保する際には、不確定な経費を設定しないためにも、確実に見積もりができる計画規模に対応した所要経費を見積もるよう要望する。</p> <p>また、参加生徒から提出された実績報告書に添付されている支払経費内訳書の一部に不正確な記載 (宿泊費 (ホーモステイ費用) 27,000 円) がある。ホーモステイ費用は特に負担していかないことから、事実に基づき、適切に記載するよう要望する。</p> <p>14 旅行命令簿の記載及び復命書の作成等について(指摘事項 教育委員会)</p> <p>グローバル人材育成留学促進事業に参加した引率の指導教員に係る旅行命令や復命に関して、旅行命令簿に必要な日付が記載されていない点や復命書が明示的に作成されていない点等が把握された。山梨県職員旅費条例に従い、旅行命令簿や復命書を作成し、必要事項の記載や書類の作成・整備を徹底されたい。</p> <p>15 旅費計算書等の内訳の整備について(意見事項 教育委員会)</p>	<p>夜間学校給食を実施している夜間課程を置く高等学校 5 校と特別支援学校 11 校の実地確認については、令和 3 年度からローテーションにより数年で一巡することとした。また、点検票については、令和 3 年度から毎年 9 月に確認することとした。</p> <p>令和 3 年 5 月現在、海外への留学促進事業が行えない状況にあるため、コロナの影響下において高校生がオンラインでグローバル交流する機会が持てるよう関係課と連携し代替案を検討することとした。</p> <p>予算確保の段階では、実際の補助金上乘せ対象者数を把握できないため、県内の高校生がいる家庭の所得状況を参考に積算しているが、今後の予算要求の際には、こうした事業の積算に当たってはより精度の高い方法についても検討する。</p> <p>また、支払経費内訳書を含め、実績報告書の内容が適切なものとなるよう徹底した。</p> <p>海外への出張について、旅行申請・復命の段階における旅行命令簿への必要事項の記載や復命書等の作成とその内容の確実な確認を徹底した。</p>

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>グローバル人材育成留学促進事業に参加した引率の指導教員に係る旅費については、個人への支給を前提に算定されているが、職員は旅行代理店を通じて支払いを行っており、実際の旅費負担が明確ではない。当該事業に参加している職員の旅費計算書やその精算書類等に関して、その内訳を明示し、職員が負担している旅行代理店等の手数を明示する等、会計上透明性のある書類等の整備を要望する。</p>	<p>旅行代理店との打ち合わせを十分にを行い、職員の旅費に関して旅行代理店の手数を明示する等、適正な書類の作成に努めることとした。</p>
<p>16 ALT 招致事業の組織的な評価と教育振興基本計画の評価指標との関係 (意見事項 教育委員会)</p> <p>外国語の授業及び指導を行う外国青年招致事業 (以下「ALT 招致事業」という。) については、外国語指導助手 (以下「ALT」という。) を任用するための活動、任用による各学校等への配置、研修等による ALT の人材育成、ALT の業務に対する評価等、各業務プロセスにおいて組織的な評価が実施されていない。したがって、山梨県教育振興基本計画の評価指標との関係性を明確に位置付けることや ALT 招致事業の各業務プロセス上で実際に行われている個別の調査等を活用して組織的に評価することを要望する。</p>	<p>ALT については外国青年目標管理シート及び人事評価記録書により評価を行っているが、ALT 招致事業の目的、実施すべき業務等を明確化することで評価指標との関係付けを行うとともに、業務の達成度合いにより ALT 招致事業を組織的に評価する方法を令和 3 年度に検討し、令和 4 年度以降実施することとした。</p>
<p>17 ALT の業務等に対する評価の実施 (意見事項 教育委員会)</p> <p>ALT は県立学校等において、外国語の授業及び指導に係る業務を行っているが、ALT に対する人事評価等がどのように実施されているかについては、個々の県立学校等における実務に任ざれており、県所管課では明確には把握されていない。この点に関連して、「ALT の授業や指導に関する生徒への意識調査」を実施しており、より客観的で説得的な評価とするためにも、ALT の業務評価等を実施する中で、既存の調査結果が学校現場で ALT の評価等どのように活用されているかを把握し、ALT の業務評価等に更にご利用することを要望する。</p>	<p>令和 3 年度より、各学校における人事評価記録 (人事評価) や生徒への意識調査の結果を用いた ALT の業務評価の実施を検討することとした。</p>
<p>18 産業教育実習助手研修において、令和元年度の参加者 2 名のうち 1 名は自費参加となっており、他の 1 名と同じく公費負担となるように努めるべきである。(意見事項 教育委員会)</p> <p>産業教育実習助手研修において、令和元年度の参加者 2 名のうち 1 名は自費参加となっている。当該研修の実施主体である独立行政法人教職員支援機構による実施要項では、「定員を超えざる推薦があった場合でも受講が可能であり、積極的な推薦を行うように努めること」とされており、研修内容の重要性、受講希望者の過去の受講状況等</p>	<p>企業や専門機関における研修について、前年度から参加希望者の把握に努め、事業実施年度に参加希望者が受講できるように予算の範囲内で柔軟に対応することとした。</p>
<p>指摘事項及び意見事項 (要旨)</p> <p>を総合的に勘案し、研修事業費全体の範囲内で公費負担で参加できるように努めるべきである。</p> <p>19 全国高等学校総合文化祭派遣事業における生徒役員派遣費は、補助金交付要綱において、宿泊要項等で定められた金額に基づくとされているが、当該要項はなく、実際には生徒一人当たり 12,000 円の交付となっている。当該 12,000 円の単価を検証する必要がある。また、宿泊要項等で定める必要がある。これらの点につき改善を要する。(意見事項 教育委員会)</p> <p>全国高等学校総合文化祭派遣事業における補助対象となる生徒等の派遣費 (旅費、宿泊費、保険料等) については、補助金交付要綱で宿泊要項等に基づくとされているが、当該宿泊要項等がないこと。また、生徒 1 人当たり 12,000 円の交付となっているが、少なくとも過去 5 年間、宿泊単価の妥当性を検証した記録がないことから、宿泊要項等の整備と定期的に宿泊単価の妥当性を検証することを要望する。</p>	<p>高等学校文化活動推進助成費補助金交付要綱でいう「宿泊要項等」とは、開催地の都道府県で作成する資料のことであるため、そのことが明確になるよう表記を改めることとした。</p> <p>また、宿泊単価の妥当性については適宜検証を行うこととした。</p>
<p>20 事業を評価する指標として客観的な目標数値を定めるとともに、目標達成に必要な導入準備について (意見事項 教育委員会)</p> <p>グローバル人材育成教育プログラム導入事業費については、国際バカロレア (国際バカロレア機構が提供する教育プログラム) を導入することが目的ではなく、導入後にグローバルな人材を育成することが目的である。事業を評価する指標として日本語 DP (日本語と英語で行う教育プログラム) の受講人数や修了資格の取得数といった客観的な目標数値を定めるとともに、目標達成に必要な導入準備がなされることを要望する。</p>	<p>バカロレア認定校である甲府西高校と協議を進め、事業評価指標としての数値目標の設定等について検討していくこととした。</p>
<p>21 山梨県教育委員会は、負担金及び補助金制度自体が簡素化されるよう引き続き要望を続けていくことが望まれる。(意見事項 教育委員会)</p> <p>県教育委員会が行う特別支援学校児童生徒就学援助費 (国庫負担 1/2) の給付事務については、事務手続が非常に煩雑であり、多大な時間と労力が費やされている。その原因は各家庭の所得による給付額の変動や支出の証拠となる書類提出を求めることといった負担金及び補助金制度の複雑性にあることから、制度自体が簡素化されるよう、引き続き支那科庁等に對して、要望を続けていくことが望まれる。</p>	<p>全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会などを通じ、他県とも連携しながら、負担金及び補助金制度自体が簡素化されるよう引き続き要望を続けていくこととした。</p>
<p>22 通信環境の整備率等を高める努力を行うよう要望する (意見事項 教育委員会)</p> <p>教育情報ネットワーク整備事業費については、</p>	<p>令和 2 年度末に全ての県立学校に無線 LAN</p>